

# 別紙付属書類 指定訪問介護重要事項説明書

社会福祉法人岩国市社会福祉協議会  
社 協 ヘ ル パ セ ナ タ 一 周 東

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(山口県指定 第 3570801070号)

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービス（以下「サービス」といいます。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業者の概要

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 岩国市社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 山口県岩国市麻里布町七丁目1番2号 |
| (3) 電話番号  | (0827) 22-5877    |
| (4) 代表者名前 | 会長 隅 喜彦           |
| (5) 設立年月日 | 平成18年3月20日        |

## 2. 事業所の概要

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類    | 指定訪問介護事業所<br>令和6年3月1日指定更新<br>山口県3570801070号                                |
| (2) 事業所の目的    | 介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称    | 社会福祉法人 岩国市社会福祉協議会<br>社協ヘルパーセンタ一周東  |
| (4) 事業所の所在地   | 山口県岩国市周東町下久原626番8号   |
| (5) 電話番号      | (0827) 83-1633   |
| (6) 事業管理者名    | 橋本 祥子  |
| (7) 当事業所の運営方針 | 当事業所はご利用者とご家族が安心して暮らせるることを第一に、地域福祉向上のために適切なサービスを提供することを運営方針としております。        |
| (8) 開設年月日     | 平成18年3月20日   |

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 岩国市周東町・玖珂町 |
| (2) 営業日及び営業時間  |            |

営業日 月曜日から金曜日までとします。

(ただし、国民の祝日に規定する日及び12月29日から12月31日、  
1月2日から1月3日までを除きます。)

営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとします。

※ 上記営業日及び営業時間のほか、必要に応じて営業するものとします。

#### 4. 職員体制等

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(単位：名)

従事者の職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者(兼任)	1		事業の総括
サービス提供責任者	3	1	適切なサービス提供のための指導・調整
訪問介護員		3以上	訪問介護サービスの提供

(令和6年6月1日現在)

#### 5. サービス内容区分及びサービス内容

①**身体介護**（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介護をします。）

- 入浴介助…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排泄介助…排泄の介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣類の着脱介助…衣類の着脱の介助を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。
- その他必要な身体介助を行います。

②**生活援助**（このサービスは独居世帯のみの援助になります。）

（ご家庭に訪問し、利用者の調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理…ご利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯…ご利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除…ご利用者の居室の掃除を行います。

（日常使用する居室以外の居室、庭等の敷地の掃除・草引き、大掃除等は行えません。）

- 買い物…ご利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。  
(預金・貯金の引き出しや預け入れは原則として行えません。)
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

#### 6. 利用料金

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

介護保険からの給付サービスを利用する場合、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合になります。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表】

(単位:円)

区分	時間帯	負担割合	単価			
			通常	早朝夜間	深夜	
身体介護	20分未満	1割自己負担	163	204	245	
		2割自己負担	326	408	489	
		3割自己負担	489	611	734	
	30分未満	1割自己負担	244	305	366	
		2割自己負担	488	610	732	
		3割自己負担	732	915	1,098	
	30分以上 1時間未満	1割自己負担	387	484	581	
		2割自己負担	774	968	1,161	
		3割自己負担	1,161	1,451	1,742	
	1時間以上 1.5時間未満	1割自己負担	567	709	851	
		2割自己負担	1,134	1,418	1,701	
		3割自己負担	1,701	2,126	2,552	
身体生活	身体30分未満 生活20分以上	1割自己負担	309	386	464	
		2割自己負担	618	773	927	
		3割自己負担	927	1,159	1,391	
	身体1時間未満 生活20分以上	1割自己負担	452	565	678	
		2割自己負担	904	1,130	1,356	
		3割自己負担	1,356	1,695	2,034	
	身体1.5時間未満 生活20分以上	1割自己負担	632	790	948	
		2割自己負担	1,264	1,580	1,896	
		3割自己負担	1,896	2,370	2,844	
生活援助	20分以上 45分未満	1割自己負担	179	224	269	
		2割自己負担	358	448	537	
		3割自己負担	537	671	806	
	45分以上 1時間未満	1割自己負担	220	275	330	
		2割自己負担	440	550	660	
		3割自己負担	660	825	990	
初回加算		1割自己負担	200			
		2割自己負担		400		
		3割自己負担		600		
緊急時訪問加算		1割自己負担	100			
		2割自己負担		200		
		3割自己負担		300		
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		1割自己負担	100			
		2割自己負担		200		
		3割自己負担		300		
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		1割自己負担	200			
		2割自己負担		400		
		3割自己負担		600		
特定事業所加算(Ⅲ)			利用料金の10%			
介護職員等待遇改善加算(Ⅲ)			利用料金の18.2%			

令和6年6月1日介護報酬単位より

## ※身体介護 20分未満の場合の要件

## ① 利用対象者

- ・要介護3から要介護5までの方であり、障がい高齢者の日常生活自立度ランクBからCまでの方。
- ・当該利用者に係るサービス提供責任者が出席しているサービス担当者会議が3月に1度以上開催されており、当該会議において、1週間に5日以上、夜間又は早

朝の時間帯を含めた20分未満の身体介護が必要と認められた方。

② 事業所の体制要件

- ・毎日、深夜帯を除く時間帯（6時から22時）を営業時間として定めていること。
- ・常時、利用者又は家族等からの連絡に対応できる体制にあること。
- ・定期巡回・随時対応サービスの指定を併せて受け、一体的に事業を実施している。
- ・「定期巡回・随時対応サービスの指定を併せて受けている」又は「定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていないが、実施の意思があり、実施に関する計画を策定している」こと。
- ・単なる見守り・安否確認のみのサービスでないこと。

○平常の時間帯（午後6時から午前8時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

○訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合2人の訪問は、ご利用者の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

○新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施したサービスと同月内にサービス提供責任者が、自らサービスを行う場合又は他の訪問介護員等がサービスを行う際に同行訪問した場合、200円/月をいただきます。

○利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージーと連携を図り、緊急時訪問介護（身体介護）を行なった場合：100円/回をいただきます。

○自立支援型のサービス提供を促進し、利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画書を作成した場合、100円／月を、利用者の身体状況等を評価（生活機能アセスメント）した場合は200円／月をいただきます。

○サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の活動環境の整備、中重度者への対応などを行っている事業所として、所定利用料の10%加算した料金をいただきます。（特定事業所加算Ⅱ）

○厚生労働大臣が定める地域（下記記載の地域）に所在する事業所提供的場合、所定利用料の15%加算した料金をいただきます。（特別地域加算）

厚生労働大臣が定める地域

離島振興法に定める地域	振興山村	厚生労働大臣が定める地域
【旧岩国市】 柱島、端島、黒島	【旧岩国市】 北河内・南河内・師木野 【旧本郷村全域】 【旧周東町】川越	【旧美川町】 小川、四馬神、添谷

	<p>【旧錦町全域】</p> <p>【旧美川町】桑根</p> <p>【旧美和町全域】</p>	
--	--	--

○利用料金の18.2%ほど介護職員処遇改善加算（介護職員等処遇改善加算Ⅲ）が追加されます。但し、区分支給限度額の算定外となります。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

### ○介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

## （3）利用料金のお支払い方法

利用料金は、1か月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までにお支払い下さい。

### ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：山口県農協・ゆうちょ銀行・山口銀行

### イ. 振込：山口県農協 高森支所 普通預金 5100257

口座名 社会福祉法人 岩国市社会福祉協議会 会長 隅 喜彦

### ウ. 現金支払

## （4）利用料の滞納等に伴うサービスの終了

ご利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、催告日より2週間以内に支払われない場合、またはご利用者やご家族などが当事業所のサービス事業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

## 7. 交通費等

○通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費が必要です。（通常の実施地域を越えた地点から1km当たり40円をご負担いただくことになります。）

○外出時の移動の介護等に要する交通費の実費をご負担いただくことになります。

○訪問介護員が訪問するための駐車場の確保をお願いすることもあります。

## 8. 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時までに事業所に申し出してください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	キャンセル料 一律、500 円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 9. サービス内容に関する苦情等の受付

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者：中務 由美子・金子 菜美子・岡田 奈々

○苦情解決責任者：橋本 祥子

○電 話：(0827) 83-1633

○受 付 時 間：毎週月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く）

8時30分～17時15分

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

受付機関	住所	電話番号
岩国市福祉部福祉政策課	岩国市今津町1-14-51	(0827) 29-5072
岩国市岩国第一地域包括支援センター (川下・愛宕担当)	岩国市牛野谷町2-12-38	(0827) 34-1577
岩国市岩国第三地域包括支援センター (灘・通津担当)	岩国市藤生町1-17-26	(0827) 34-1313
岩国市岩国第五地域包括支援センター (錦・美川・美和・本郷担当)	岩国市錦町広瀬 1067-1	(0827) 71-0055
岩国市地域包括支援センター(第1班) (麻里布・東・装港・小瀬・柱島 担当)	岩国市室の木町3-1-11 (岩国市保健センター内)	(0827) 24-3781
岩国市地域包括支援センター(第2班) (岩国・平田・藤河・御庄・師木野・北河内・南河内 担当)	岩国市室の木町3-1-11 (岩国市保健センター内)	(0827) 24-3700
岩国市地域包括支援センター(第3班) (由宇 担当)	岩国市由宇町中央1-10-11 (由宇保健センター内)	(0827) 63-3113
岩国市地域包括支援センター (第4班玖珂) (玖珂 担当)	岩国市玖珂町4933-2 (岩国市玖珂支所内)	(0827) 82-0368
岩国市地域包括支援センター (第4班周東) (周東 担当)	岩国市周東町下久原1208-1 (岩国市周東総合支所内)	(0827) 84-3615
山口県国民健康保険団体連合会	山口市朝田1980-7	(083) 995-1010
岩国市社会福祉協議会第三者委員	岩国市麻里布町7-1-2	(0827) 22-5877
山口県福祉サービス運営適正化委員会	山口市大手町9-6	(083) 924-2837

## 10. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供

にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供することがあります。

## (2) 訪問介護員の交替

### ①ご利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する理由がある場合には、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し訪問介護員の人員等の不足により対応できない場合がありますので予めご了承ください。

### ③ 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することができます。訪問介護員を交替する場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

## (3) サービス実施時の留意事項

### ①定められた業務以外の禁止

契約者は「サービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

### ②サービスの実施

サービスの実施は訪問介護計画書に沿って行います。但し、事業所は利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

### ③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。その他、サービスに必要な物品や、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

## (4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## (5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行えません。

- |  |
|--|
| ①医療行為（褥瘡等の処置や消毒、摘便、医療機器に関することなど）                               |
| ②利用者若しくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり                               |
| ③利用者若しくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受                                   |
| ④利用者の家族等に対するサービスの提供  |
| ⑤飲酒・喫煙及び飲食   |
| ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。） |
| ⑦その他利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為                  |
| ⑧訪問介護員の車による通院、買い物等の同乗  |

## （6）その他

- 身体介護援助については、予め健康チェックを行い、体温が37度以上の場合には、適切な湯温や洗体方法等について、訪問介護員より、変更や中止の助言をすることがあります。訪問介護員より本人に確認をとりますが実施の決定は本人、家族となります。この場合、援助中及び、援助後の体調の変動については責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- 担当訪問介護員の自宅の電話番号は通知いたしません。
- 訪問介護計画の変更のご要望がある場合は担当のサービス提供責任者又は、ケアマネージャーへお申し出下さい。
- 社会福祉を目的とする人材育成のため、実習生を同伴させていただく場合がありますので、ご協力お願いします。

## 11. 秘密保持

訪問介護員は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。またその職を退いた後も同様とします。事業所は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

## 12. 緊急時の対応方法

- (1) 緊急時の対応方針として、緊急時等は速やかな現場対応と連携連絡を基本とします。緊急時の連絡先は事業所の電話番号となります。対応可能時間は、営業時間となります。ただし、営業時間外においても必要に応じて対応します。
- (2) サービスの提供中に容態の変化があった場合は、主治医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	病院名	TEL
	担当医	
緊急連絡先		TEL
居宅介護支援事業者 担当者		TEL
地域包括支援センター 担当者		TEL
岩国市健康福祉部		TEL

その他	TEL
-----	-----

### 13. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合、必要に応じて当該利用者の家族、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、行政等に対して連絡を行い、事故の状況及び対応した内容について記録するなど必要な措置を講じるものとします。また、事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとします。なお、損害賠償については、あいおいニッセイ同和損害保険株（介護保険・社会福祉事業者総合保険）に加入をしています。

### 14. 虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための措置について

事業所は、利用者的人権の保護・虐待の防止及び身体的拘束等の適正化のための措置（以下「身体拘束等適正化措置」といいます。）を推進するために、下記の対策を講じます。

①虐待防止及び身体拘束等適正化措置に関する相談窓口、責任者を選定しています。

○虐待防止受付担当者：中務 由美子・金子 菜美子・岡田 奈々

○虐待防止責任者：橋本 祥子

○電話 話：(0827) 83-1633

○受付時間：毎週月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く）

8時30分～17時15分

① 成年後見人の利用を支援します。

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 虐待の防止及び身体拘束等適正化措置に関する委員会を設置しています。

④ 従業員に対する虐待防止及び身体拘束等適正化措置の啓発・普及するための研修を実施しています。

令和　年　月　日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

社会福祉法人 岩国市社会福祉協議会  
社協ヘルパーセンター周東

説明者職名 サービス提供責任者

名前 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏名 印

家族代表 住 所

氏名 印  
(利用者との続柄 )

代理人等 住 所

氏名 印

(利用者との関係 )

## 訪問介護契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意します。

### 1 使用する目的

- (1) 岩国市社会福祉協議会（以下「岩国市社協」という。）訪問介護契約書第9条第1項各号に定める事項

### 2 使用に当たっての条件

- (1) 岩国市社協は、個人情報の提供に際し、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 岩国市社協は、個人の情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと

### 3 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、岩国市社協が訪問介護を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- (2) その他の情報

### 4 使用する期間

- (1) 訪問介護契約書の契約期間

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものといいます。

令和　年　月　日

利用者　住　所

氏　名

印

家族代表　住　所

氏　名

印

（利用者との続柄）

代理人等　住　所

氏　名

印

（利用者との関係）